

議案第82号

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
の一部改正について

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年(2024年)12月3日 提出

真庭市長 太田 昇

原 案

令和 6年12月20日

可 決



真庭市議会議長 小田 康 文



[提案理由]

普及拡大されつつある送配電網に接続した蓄電池について、本条例の適用対象とすることで、周辺の地域住民の理解とともに推進していくため、条例の所要の改正を行うものである。

真庭市条例第 号

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
の一部を改正する条例

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(平成27年真庭市条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例

第1条中「保全及び形成と急速」を「保全及び形成と、急速」に改め、「エネルギー源の利用」の次に「及び蓄電池の設置」を加える。

第3条第2号中「再生可能エネルギー発電設備 再生可能」を「再生可能エネルギー発電設備等 再生可能」に、「発電設備をいう。」を「発電設備及び蓄電池(送配電網に接続した蓄電池に限る。)をいう。」に改め、同条第3号中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を加え、同条第8号中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を加え、「当該発電設備」の次に「等」を加える。

第8条第1号及び第2号中「再生可能エネルギー発電設備」の次に「等」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) その他市長が認める事業

第14条中「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会」を「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に蓄電池の設置に係る工事に着手している事業における、この条例による改正後の真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例の適用については、なお従前の例による。

(真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年真庭市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1 自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会委員の項中「自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会委員」を「自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する審議会委員」に改める。

(真庭市附属機関設置条例の一部改正)

- 4 真庭市附属機関設置条例(平成31年真庭市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会の項中「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会」を「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する審議会」に、「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例」に改める。